

平成20年度事業箇所評価に係る評価書の要旨

(行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号)第10条第2項関係)

宮 城 県

平成20年度事業箇所評価に係る評価書の要旨

趣旨

この書面は、行政活動の評価に関する条例(平成13年宮城県条例第70号。以下「条例」といいます。)第10条第2項の規定に基づき、県が平成20年度に実施した事業箇所評価の評価書の内容を分かりやすく説明するために作成したものです。

制度の概要

1 評価の実施

県では、条例第4条第1項第3号及び行政活動の評価に関する条例施行規則(平成14年宮城県規則第26号)第2条第3項の規定に基づき、事業箇所評価を実施しています。

2 評価方法

(1) 評価の目的

事業箇所評価は、公共事業における事業種別(分野)ごとの実施予定箇所の優先度について、客観的に判断できる手法を用いて評価することにより、事業の重点化や効率性の向上を目指します。

また、評価の手法と結果を公表することにより、事業を進めるうえでの行政判断の客観性と透明性を高め、県民への説明責任を果たしていきます。

(2) 評価の対象

県が事業主体である公共事業(県事業)及び県以外が事業主体である公共事業で県がその経費を助成しているもの(助成事業)のうち、翌年度以降3年間(平成20年度事業箇所評価では、平成21年度から平成23年度まで)において実施を予定する箇所を評価の対象としています。

なお、災害の復旧や防止のため緊急に行う必要がある事業、維持管理事業などの現状機能を確保するための事業については、評価の対象としていません。

(3) 評価の基準

評価の基準は、事業種別(分野)ごとに、必要性、有効性、効率性などの観点から評価項目を設定したうえで、個々の事業の性格などの違いを考慮して項目ごとに必要な評価指標と評価指標のウェイトを設定しています。

(4) 評価の方法と手順

評価は、客観的評価手法を用いて、実施予定箇所の優先度を数値的に比較することにより行います。これは、上記(3)で設定した評価基準による評価指標を使用して、実施予定箇所ごとに評点を算出し、優先度を数値的に比較して判定するものです。優先度(評価結果)は、実施予定箇所ごとの評点及び評点による順位により明らかにしています。

評価の手順については、第1段階として、評価の対象となる上記(2)に該当する事業及び実施予定箇所を選定します。次に、第2段階として、第1段階で選定した実施予定箇所を新規事業箇所と継続事業箇所に区分します。最後に、第3段階として、第2段階の区分に応じて、実施予定箇所の優先度を数値的に比較して判定します。

3 評価書(評価結果)の作成及び公表

事業箇所評価の結果は、条例第10条第1項の規定に基づき作成する評価書にとりまとめており、この評価書は、同条第2項の規定に基づき、評価書の要旨(この書面)と併せて公表します。

なお、評価書は、事業箇所評価基準表と事業箇所評価結果表で構成されています。

4 評価結果の活用

評価の結果は、翌年度に実施を予定する箇所の選定や重点化を図るうえでの判断材料として、翌年度当初予算編成作業へ活用されます。

平成20年度事業箇所評価の結果の状況

平成20年度に実施した事業箇所評価の結果の概要は次のとおりです。

1 評価の対象について

平成21年度から平成23年度までに実施を予定する箇所を評価の対象としています。

① 県事業(県が事業主体である公共事業)

県事業については、43事業、373箇所(継続事業箇所316箇所及び新規事業箇所57箇所)について評価を実施しました。

② 助成事業(県以外が事業主体である公共事業で県がその経費を助成しているもの)

助成事業については、14事業、55箇所(継続事業箇所40箇所及び新規事業箇所15箇所)について評価を実施しました。

③ 総計(①県事業+②助成事業の合計)

総計では、57事業、428箇所(継続事業箇所356箇所及び新規事業箇所72箇所)について評価を実施しました。

④ 対象外事業

災害復旧又は防止のため緊急に行う必要がある事業、維持管理事業その他の現状の機能を確保するための事業については、評価の対象外となります。

なお、評価対象となった事業の概要及び事業ごとの評価箇所数については、次頁のとおりです。

2 評価結果について

評価結果(実施予定箇所の優先度)については、事業種別(分野)ごとに、継続事業箇所・新規事業箇所の区分に応じて、実施予定箇所ごとに判定された評点及び評点による順位により明らかにしています。

実施予定箇所ごとの評価結果の詳細については、「平成20年度事業箇所評価に係る評価書(平成20年度事業箇所評価結果表)」のとおりです。

3 評価結果の活用

この評価結果は、翌年度に実施を予定する箇所の選定や重点化を図る上での判断材料として平成21年度当初予算編成へ活用されます。

なお、評価結果がどのように反映されたかについては、反映状況を説明する書面(平成20年度事業箇所評価の結果の反映状況説明書)を作成し、平成21年2月に公表する予定です。

平成20年度事業箇所評価に係る事業の概要及び評価箇所数

I 県事業《県が事業主体である公共事業》

No.	事業(分野)名	事業の概要	評価箇所数		担当部課
1	経営体育成基盤整備事業	将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、経営体への農地集積を図るため、ほ場の大区画化、汎用化を行う区画整理、農業用排水路・農道等の基盤整備を実施するものです。	継続	66	農林水産部 農村振興課 農村整備課
			新規	12	
			計	78	
2	県営かんがい排水事業	農業用水を確保するためのダム、頭首工(堰)、揚水機場(ポンプ場)や用水路、排水不良を解消するための排水機場(ポンプ場)や排水路を新設及び改修するものです。	継続	8	農林水産部 農村振興課 農村整備課
			新規	3	
			計	11	
3	地域水田農業支援排水対策特別事業	稲作以外の畑作物等も生産できるように排水機場(ポンプ場)や排水路を新設及び改修するものです。	継続	1	農林水産部 農村整備課
			新規	0	
			計	1	
4	基幹水利施設ストックマネジメント事業	国営及び県営事業により既に造成した揚排水機場(ポンプ場)や用排水路等の農業用排水に係る基幹施設を補強・補修することにより、経年の老朽化による機能・安全性の低下を改善するものです。	継続	3	農林水産部 農村振興課 農村整備課
			新規	4	
			計	7	
5	海岸堤防事業	津波や高潮などの自然災害から農地を護るために、沿岸に堤防などを整備するとともに、海岸を多くの人が利用できるように海岸環境(公園等)を整備するものです。	継続	1	農林水産部 農村整備課
			新規	0	
			計	1	
6	湛水防除事業	流域の開発等により機能が低下し、湛水(降雨等により農地が水をかぶる)被害が生ずるおそれがある地域の排水機場、排水路などの新設や改修を行うものです。	継続	5	農林水産部 農村整備課
			新規	0	
			計	5	
7	県営ため池等整備事業	古くなり、人命や人家、農地、公共施設などに被害を与えるおそれのある農業用ため池や用排水施設などの改修を行うとともに、ため池を多くの人が利用できるように親水施設などを整備するものです。	継続	4	農林水産部 農村振興課 農村整備課
			新規	8	
			計	12	
8	広域営農団地農道整備事業	農業の生産性の向上と農村地域の生活環境を改善するため、市町村にまたがる広域的な基幹農道を整備するものです。	継続	2	農林水産部 農村整備課
			新規	0	
			計	2	
9	一般農道整備事業	農業の生産性の向上と農村地域の生活環境を改善するために、地域に密着した農道を整備するものです。	継続	2	農林水産部 農村整備課
			新規	0	
			計	2	

No.	事業（分野）名	事業の概要	評価箇所数		担当部課
10	農免農道整備事業	農業の生産性の向上と農産物輸送の迅速化や流通の合理化等農業生産環境の改善を図るため、基幹的な農道の整備をするものです。	継続	3	農林水産部 農村振興課 農村整備課
			新規	1	
			計	4	
11	地域用水環境整備事業	農村地域の水路、ダム、ため池などの農業用排水施設の水辺空間などを活用・整備し、豊かで潤いのある快適な生活環境を創るものです。	継続	2	農林水産部 農村整備課
			新規	0	
			計	2	
12	中山間地域総合整備事業	中山間地域（平地の周辺から山地に至るまでの平坦な耕地が少ない地域）における農業・農村の活性化を目的に、農業基盤の整備や生活環境基盤の整備、地域や都市との交流に必要な施設などを整備するものです。	継続	2	農林水産部 農村振興課 農村整備課
			新規	2	
			計	4	
13	地すべり対策事業	地すべりによる農地や農業用施設等への被害を除去し、または軽減するため、地すべり等防止法に基づいて、地すべり防止指定区域内において地すべり防止工事等を行うものです。	継続	1	農林水産部 農村振興課 農村整備課
			新規	1	
			計	2	
14	森林基幹道整備事業	適正な森林管理と合理的な林業経営のため、骨格となる林道の開設を行うものです。	継続	1	農林水産部 林業振興課
			新規	0	
			計	1	
15	ふるさと林道緊急整備事業	適正な森林管理と合理的な林業経営の確立を図るとともに、山村地域の振興と定住環境の改善を推進するために必要な林道の整備を行うものです。	継続	1	農林水産部 林業振興課
			新規	1	
			計	2	
16	予防治山事業	自然現象により崩壊の危険性の高い山腹崩壊危険地などについて、崩壊または、土砂などの流出による災害を未然に防止するための施設などを整備するものです。	継続	6	農林水産部 森林整備課
			新規	3	
			計	9	
17	広域漁港整備事業（特定）	水産物の安定供給を図るため、水産業の基盤である漁港の基本施設（防波堤、岸壁、道路など）と漁場整備を一体的に行うものです。	継続	3	農林水産部 水産業基盤整備課
			新規	0	
			計	3	
18	広域漁港整備事業（一般）	利用範囲が全国に及ぶ規模の大きい漁港などにおいて、水産物の生産や流通の拠点づくりを推進するため、防波堤、岸壁、道路などの漁港施設を整備するものです。	継続	8	農林水産部 水産業基盤整備課
			新規	0	
			計	8	
19	地域水産物供給基盤整備事業	前面の漁場と密接に関連している小規模な漁港などにおいて、漁場整備と併せて、防波堤、物揚場などの漁港施設を計画的かつ一体的に整備するものです。	継続	3	農林水産部 水産業基盤整備課
			新規	0	
			計	3	

No.	事業（分野）名	事業の概要	評価箇所数		担当部課
20	海岸保全施設整備事業	津波や高潮などの自然災害や海岸浸食から漁港背後集落を護るため、海岸線や沖合に堤防や離岸堤などの海岸を保全する施設の新設・改良を行うものです。	継続	7	農林水産部 水産業基盤整備課
			新規	0	
			計	7	
21	広域漁場整備事業	漁場の生産力の増大を図るため、大規模な人工魚礁などを造成するものです。	継続	1	農林水産部 水産業基盤整備課
			新規	0	
			計	1	
22	漁港環境整備統合補助事業	漁港・漁村地域の環境向上に必要な施設を整備し、景観の維持と環境美化を図り、快適で潤いのある環境を形成するものです。	継続	1	農林水産部 水産業基盤整備課
			新規	0	
			計	1	
23	道路建設事業(国道)	高速道路相互をつなぐ道路、混雑している道路を迂回するバイパス、狭い道路の拡幅などの道路づくりを行うものです。	継続	8	土木部 道路課
			新規	0	
			計	8	
24	道路建設事業(県道)	高速道路相互をつなぐ道路、混雑している道路を迂回するバイパス、狭い道路の拡幅などの道路づくりを行うものです。	継続	45	土木部 道路課
			新規	5	
			計	50	
25	道路建設事業 (インターチェンジ整備)	高速道路への効率的なアクセスを図るインターチェンジの整備を行うものです。	継続	1	土木部 道路課
			新規	0	
			計	1	
26	交通安全施設等整備事業 (歩道・自転車歩行車道等)	通学路や公共施設などの周辺や交通事故が多い箇所を中心に、歩道や自転車歩行者道などの道路づくりを行うものです。	継続	27	土木部 道路課
			新規	7	
			計	34	
27	県代行事業 (市町村道路整備)	過疎地域、特別豪雪地帯及び振興山村区域内の基幹的な市町村道を、県が道路管理者である市町村に代わって道路整備を行い、地域の自立促進及び活性化を支援するものです。	継続	3	土木部 道路課
			新規	1	
			計	4	
28	河川事業	河川の氾濫や高潮による被害から人命や財産を守るため、川幅を広げるなどして、より多くの水を流せるようにしたり、洪水を一時貯留して下流の流量を減らすために遊水地などをつくるものです。	継続	31	土木部 河川課
			新規	0	
			計	31	
29	海岸事業	高潮や津波などによる被害から人命や財産を守るとともに、海岸浸食から国土を守るため、海岸線や沖合に堤防や離岸堤など海岸を保全する施設をつくるものです。	継続	1	土木部 河川課
			新規	1	
			計	2	

No.	事業（分野）名	事業の概要	評価箇所数		担当部課
30	ダム事業	洪水の防御、新規水道用水の開発、既得取水の安定化及び河川環境の保全等のために多目的ダムなどをつくるものです。	継続	4	土木部 河川課
			新規	0	
			計	4	
31	砂防事業	土砂災害から下流部に存在する人家や耕地、公共施設などを守るため、砂防堰堤、床固工群などの砂防施設をつくるものです。	継続	10	土木部 防災砂防課
			新規	2	
			計	12	
32	地すべり対策事業	地すべり等による被害を除却し、又は軽減するため、排水施設、擁壁などの地すべり防止施設等をつくるものです。	継続	7	土木部 防災砂防課
			新規	0	
			計	7	
33	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を守るため、法面保護工、擁壁工、排水工などの急傾斜地の崩壊を防止する施設をつくるものです。	継続	17	土木部 防災砂防課
			新規	3	
			計	20	
34	港湾事業 (岸壁等整備事業)	港湾において物資を取り扱うために、岸壁(深さが4.5m以上の係留施設)や岸壁前面の泊地・航路・防波堤などをつくるものです。	継続	3	土木部 港湾課
			新規	0	
			計	3	
35	港湾事業 (物揚場等整備事業)	港湾において物資を取り扱うために、物揚場(深さが4.5m未満の係留施設)や物揚場前面の泊地・航路・防波堤をつくるものです。	継続	2	土木部 港湾課
			新規	0	
			計	2	
36	港湾事業 (環境整備事業)	港湾やその周辺の環境の向上を図るため、緑地、埋立護岸、覆砂の整備を行うものです。	継続	2	土木部 港湾課
			新規	0	
			計	2	
37	港湾事業 (海岸事業)	港湾区域内での高潮や津波などによる被害から人命や財産を守るとともに海岸侵食から国土を守るため、海岸の保全施設をつくるものです。	継続	4	土木部 港湾課
			新規	0	
			計	4	
38	港湾事業 (臨港道路整備事業)	港湾へ貨物等の搬出入のために必要となる道路を整備するものです。	継続	2	土木部 港湾課
			新規	0	
			計	2	
39	港湾事業 (埠頭用地造成事業)	港湾において、物流機能を構築するために必要な埠頭用地などをつくるものです。	継続	1	土木部 港湾課
			新規	0	
			計	1	

No.	事業（分野）名	事業の概要	評価箇所数		担当部課
40	街路事業	市街地において、新しく道路を建設したり、狭い道路を拡幅して、自動車の通行を改善するとともに、歩行者が快適にかつ安全に歩ける道路づくりを行うものです。	継続	8	土木部 都市計画課
			新規	1	
			計	9	
41	広域公園事業	広域市町村圏に住む人々が利用する憩いとレクリエーションの場として緑とオープンスペースの整備を行い、また、災害等の防災拠点や避難地に必要な防災施設をつくるものです。	継続	1	土木部 都市計画課
			新規	2	
			計	3	
42	土地区画整理事業	計画的なまちづくりのために、既成市街地、市街化しつつある地域、新たに市街化しようとする地域について、土地の区画形質を整え、道路、公園その他の公共施設の整備改善を行うものです。	継続	1	土木部 都市計画課
			新規	0	
			計	1	
43	流域下水道事業	2以上の市町村の区域における下水を排除し、処理するため、処理場や幹線管渠などを建設するものです。	継続	7	土木部 下水道課
			新規	0	
			計	7	
I 県事業《県が事業主体である公共事業》			継続	316	
			新規	57	
			計	373	
農林水産部所管 22事業			継続	131	
			新規	35	
			計	166	
土木部所管 21事業			継続	185	
			新規	22	
			計	207	

Ⅱ 助成事業《県以外が事業主体である公共事業で県がその経費を助成しているもの》

No.	事業（分野）名	事業の概要	評価箇所数		担当部課室
①	畜産担い手育成 総合整備事業	安定的な畜産物生産を図るために、効率的かつ安定的な経営体、組織体(担い手)を育成し、これらの経営体が畜産物生産の相当分を担う望ましい畜産構造を確立することを目的とした飼料生産基盤の整備と農業用施設の整備に助成する事業です。	継続	2	農林水産部 畜産課
			新規	1	
			計	3	
②	資源リサイクル畜産環境 整備事業	畜産経営に起因する環境汚染の防止と経営の合理化に資するため、(社)宮城県農業公社が行う家畜排せつ物処理施設や畜産周辺環境の整備などに助成するものです。	継続	2	農林水産部 畜産課
			新規	0	
			計	2	
③	県営草地整備事業	公共牧場等における効率的な飼料生産体系の確立を通じた飼料生産コストの低減等経営効果の改善を促進するとともに、飼料・食料自給率の向上、自然循環機能の維持・増産を図ることを目的とした牧場整備に助成する事業です。	継続	1	農林水産部 畜産課
			新規	0	
			計	1	
④	村づくり交付金事業 (総合整備)	地域自らが考え設定する個性ある農村振興の目標達成を図るため、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤と生活環境の整備などを総合的に実施する市町村に助成するものです。	継続	4	農林水産部 農村整備課
			新規	0	
			計	4	
⑤	村づくり交付金事業 (農業集落排水単独事業)	農業用排水の水質保全、用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落において、し尿、生活雑排水などの汚水、汚泥、雨水等を処理する施設を整備する市町村などに助成するものです。	継続	8	農林水産部 農村整備課
			新規	3	
			計	11	
⑥	農業集落排水資源循環統合 補助事業	農業用排水の水質保全、用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善を図り、かつ循環型経済社会を構築するために資源から排出される汚泥等の資源循環を図るため、農業集落において、し尿、汚泥等を処理する施設を整備する市町村などに助成するものです。	継続	4	農林水産部 農村整備課
			新規	8	
			計	12	
⑦	森林管理道整備事業	適正な森林管理と合理的な森林・林業経営の確立を図るとともに、山村地域の振興と定住環境の改善を推進するために必要な林道の整備を行う市町村に助成するものです。	継続	2	農林水産部 林業振興課
			新規	2	
			計	4	
⑧	森林居住環境整備事業	地域林業の振興と林業従事者の福祉の向上を図るため、林道の整備や用排水の施設等を一体的に整備し、山村地域の生活環境の整備を総合的に行う市町村に助成するものです。	継続	1	農林水産部 林業振興課
			新規	0	
			計	1	
⑨	地域水産物供給基盤 整備事業	前面の漁場と密接に関連している小規模な漁港などにおいて、漁場整備と併せて、防波堤、物揚場などの漁港施設を計画的かつ一体的に整備する市町村に助成するものです。	継続	8	農林水産部 水産業基盤整備課
			新規	0	
			計	8	

No.	事業（分野）名	事業の概要	評価箇所数		担当部課		
⑩	漁村再生交付金事業	既存の施設の高度化利用を図り、漁村地域が持つ多面的機能を増大し、漁村の再生を図るために漁港施設等の改良などを行う市町に助成するものです。	継続	2	農林水産部 水産業基盤整備課		
			新規	0			
			計	2			
⑪	海岸保全施設整備事業	津波や高潮などの自然災害や海岸浸食から漁港背後集落を護るため、海岸線や沖合に堤防や離岸堤などの海岸を保全する施設の新設・改良を行う市町に助成するものです。	継続	1	農林水産部 水産業基盤整備課		
			新規	0			
			計	1			
⑫	河川事業	仙台市内の都市部の河川の氾濫などによる被害から人命や財産を守るため、仙台市が行う河川の整備に助成するものです。	継続	2	土木部 河川課		
			新規	0			
			計	2			
⑬	土地区画整理事業	計画的なまちづくりを行うため、土地区画整理組合等が行う土地区画整理事業施行区域内の都市計画道路の整備に助成するものです。	継続	1	土木部 空港臨空地域課		
			新規	0			
			計	1			
⑭	市街地再開発事業	市街地において、安全で活気のあるまちづくりを支援するため、再開発ビルの建設に対し助成する市町村に助成するものです。	継続	2	土木部 建築宅地課		
			新規	1			
			計	3			
Ⅱ 助成事業《県以外が事業主体である公共事業で県がその経費を助成しているもの》			継続	40			
			県 計			新規	15
			14事業			計	55
			農林水産部所管 11事業			継続	35
						新規	14
						計	49
			土木部所管 3事業			継続	5
						新規	1
						計	6

Ⅲ 総計《Ⅰ県事業とⅡ助成事業の合計》

区 分		評価箇所数	
Ⅲ 総計（Ⅰ県事業＋Ⅱ助成事業）	県 計 57事業	継続	356
		新規	72
		計	428
	農林水産部所管 33事業	継続	166
		新規	49
		計	215
	土木部所管 24事業	継続	190
		新規	23
		計	213